

青森県報

号外第十五号

平成二十年
三月十九日
(水曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

- 東部海区管内におけるさくらますす上親魚の保護の指示… (事務局) … 一
- 東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示 (同) … 一
- 東部海区管内におけるまき餌つりの指示 … (同) … 六
- 西部海区管内におけるさくらますす上親魚の保護の指示 … (同) … 七
- 西部海区管内におけるまき餌つりの指示 … (同) … 七

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、さくらますす上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十年三月十九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 川 口 克 忠

一 操業の制限

1 下北郡東通村老部川河口付近において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、小型定置網漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業を営んではならない。

ア 河口左岸から十四度（磁針方位による。以下同じ。）千メートルの点

イ 点アから百四度五百メートルの点

ウ 点エから百四度五百メートルの点

エ 河口右岸から百九十四度千メートルの点

2 下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、一本釣りによりさくらますを採捕してはならない。

オ 河口左岸から十四度二百五十メートルの点

カ 点オから百四度二百五十メートルの点

キ 点クから百四度二百五十メートルの点

ク 河口右岸から百九十四度二百五十メートルの点

二 制限期間

平成二十年五月一日から同年九月三十日まで

青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十年三月十九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 川 口 克 忠

一 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、動力漁船を使用して行う底はえなわ漁業の操業をしてはならない。

ただし、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

1 制限海域

青森県下北郡尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線以東から青森・岩手両県境正東の線によってはさまれた海域。
ただし、次に掲げる海域を除く。

- ・下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以北の海域における同灯台中心点から半径十海里以遠の海域
 - ・下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と青森・岩手両県境正東の線によってはさまれた海域の共同漁業権漁場
- 2 期間
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 二 操業の承認
底はえなわ漁業を営もうとする者は、「平成二十年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領」により申請し、委員会の承認を受けなければならぬ。
- 1 承認海域
下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と同村大字泊との境に設置した標柱（基点第九号）から正東の線とよつてはさまれた青森県東部海区管内の海域
- 2 承認期間
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 3 承認対象者
青森県内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（一）平成十九年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者
（二）委員会が特に認めた者
- 4 承認隻数
六隻以内とする。
- 5 使用船舶の制限
使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船舶の総トン数を超えないこととする。
- 6 承認証の交付
委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。
- 7 承認の取消
委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。
- 三 操業者の遵守事項
- 1 漁員の制限
漁員の総延長は三キロメートル以内とする。

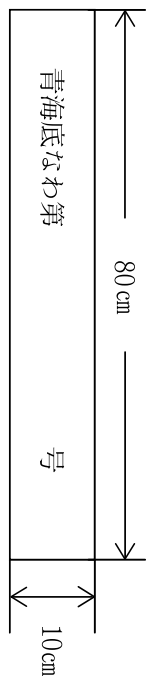
- 2 漁員の標識
操業中の漁員には、漁員標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならぬ。
- 3 船体の表示
承認を受けた者は、使用する船舶の船橋両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。
- 4 承認証の携帯
操業にあつては、承認証を携帯しなければならない。
- 5 承認証の書換交付
承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに申請し書換交付を受けること。
- 6 漁獲成績の報告
承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。
- 四 試験研究等の適用除外
青森県が試験研究等をする場合には、この指示にかかわらず委員会にその内容を報告のうえ実施できるものとする。
- 平成二十年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領
- 一 申請書の提出
- 1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局に提出すること。
- 2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。
- 二 承認等の通知
委員会が承認をしたときは、関係漁業協同組合を経由して通知する。
- 三 承認証の交付
委員会が承認したときは、第一号様式による承認証を関係漁業協同組合を経由し、申請者に手交する。
- 四 標識の様式
船体に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。
- 五 承認証の書換

第2号様式

底はえなわ漁業操業承認証			
住 所 氏名又は名称			
承認番号	青東海調認底はえなわ第 号		
操業区域	下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境に設置した標柱(基点第9号)から正東の線とによってはさまれた青森県東部海区管内の海域		
操業期間	平成 年 月 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで		
根拠地港			
船 名	船 名		
	漁船登録番号	—	
	総トン数	トン	
	推進機関の種類及び馬力数	馬力	
平成 年 月 日	青森県東部海区漁業調整委員長 印		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第3号様式



(注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

第4号様式

底はえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

住所

氏名

㊦

底はえなわ漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 書換しようとする事項

現在の承認内容	書換しようとする内容

4 書換を必要とする理由

- 注 1 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第5号様式

底はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

住所

氏名

㊦

底はえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

- 注 1 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

風間浦村下風呂地先	東共第37号	全域	船舶を利用しない遊漁によるまき餌づり
東共第39号	東共第38号	全域	
風間浦村易国間地先	東共第40号	全域	

二 禁止区域の一部区域の指定

一に定める禁止区域の内、一部の区域は次の表のとおりとする。

免許番号	禁止区域の指定
東共第9号	八戸市市川船溜北防波堤と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域
東共第10号	
東共第15号	定置網周辺四百メートル以内
東共第16号	
東共第21号	東通村白糠漁港区域
東共第22号	
東共第21号	東通村小田野沢漁港北防波堤・北防砂堤と南防波堤・南防砂堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域
東共第22号	
東共第31号	最大高潮時海岸線から距岸千五百メートル以内
東共第32号	

三 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようにしなくてはならない。

四 指示の有効期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、さくらますそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十年三月十九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 船 橋 正 良

一 操業の制限

- 1 西津軽郡深浦町追良瀬川河口付近において、次のアとエを結ぶ最大高潮時海岸線、アとイを結ぶ直線、ウとエを結ぶ直線及びアとエの間の最大高潮時海岸線より沖合百メートルの線によって囲まれた海域においては、小型定置網漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業、一本釣り漁業を営んではならない。
ア 河口左岸から二百十度（磁針方位による。以下同じ。）千メートルの点
イ 点アから二百九十一度百メートルの点
ウ 点エから二百八十九度百メートルの点
エ 河口右岸から十八度五百メートルの点
- 2 1の海域においては、一本釣りをしてはならない。

二 制限期間

平成二十年四月一日から同年六月三十日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

青森県西部海区管内におけるまき餌づりについて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十年三月十九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 船 橋 正 良

一 共同漁業権漁場における制限

次の表の漁場（免許番号の欄に掲げた共同漁業権漁場の禁止区域欄の区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはならない。

漁場の位置	免許番号	禁止区域	禁止行為
深浦町船作地先	西共第5号	全域	
深浦町横磯、深浦、広戸及び追良瀬地先	西共第6号	全域	
深浦町轟木、風合瀬、貝良木川尻から柳田に至る地先	西共第7号	全域	
	西共第8号	全域	
	西共第9号	全域	
	西共第10号	全域	
	西共第13号	全域	
	西共第14号	全域	

二 禁止区域の一部区域の指定

一に定める禁止区域の内、一部の区域は次の表のとおりとする。

深浦町風合瀬地先	西共第11号 西共第12号	全域	遊漁によるまき餌つり
つがる市館岡、車力地先	西共第19号 西共第20号	全域	
五所川原市十三地先	西共第21号 西共第22号	一部	
中泊町小泊地先	西共第23号 西共第24号	一部	船舶を利用する遊漁によるまき餌つり
外ヶ浜町三厩地先	西共第25号 西共第26号	全域	遊漁によるまき餌つり
今別町今別、浜名地先	西共第27号 西共第28号	一部	
今別町褰月地先	西共第29号 西共第30号	一部	船舶を利用しない遊漁によるまき餌つり
むつ市市川内町地先	西共第55号 西共第56号	一部	
むつ市脇野沢地先	西共第57号 西共第58号	全域	遊漁によるまき餌つり

禁止区域の指定

西共第21号
西共第22号
十三湖水戸口中央から半径千メートル以内

次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 点ア ライオン岩先端
 点イ ライオン岩先端から真方位二百二十二度六百メートルの点
 点ウ 中泊町大字小泊立松島に設置した標柱から真方位二百二十二度三十分八百メートルの点
 点エ 中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱から真方位二百六度三十分八百メートルの点
 点オ 中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱

三 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようにしなくてはならない。

四 指示の有効期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までとする。

西共第27号 西共第28号	今別町今別漁港浜名地区浜名北防波堤と浜名東護岸・二号防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域 今別町今別漁港今別地区北防波堤と今別川河口左岸導流堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域
西共第29号 西共第30号	今別町大泊と褰月の境に設置した標柱と高野崎に設置した標柱を結ぶ線より内湾
西共第55号 西共第56号	川内町川内港東防波堤と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	------------------------------------------	------------------------------